

災害時における応急物資の優先供給及び 大規模な水害時における一時的な緊急避難に関する協定

江戸川区（以下、「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う日用品及び日用雑貨等（以下、「応急物資」という。）の調達業務に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活安定を図ること並びに、江戸川区内で高潮・洪水等による大規模な水害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「大規模な水害時」という。）において、乙が管理する施設を一時的な緊急避難先（以下「緊急避難先」という。）として近隣住民等に使用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、本協定は地域防災計画上の待避施設を指定するものではない。

（応急物資の供給要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは口頭等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（応急物資の範囲）

第3条 第2条第1項の規定に基づき、乙が甲に対して供給する応急物資の範囲は、乙が乙施設に保有する物資又は乙施設に調達可能な物資のうち、別紙のとおりとする。

2 乙は、甲から要請があった場合、主な応急物資の在庫状況を甲に報告するものとする。

（応急物資の運搬）

第4条 応急物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、乙の応急物資の保管場所から引渡場所までの運搬に関しては、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（緊急避難先の協力要請）

第6条 甲は、大規模な水害時において必要が生じたときは、乙に対し、緊急避難先として乙の施設を使用できるよう要請することができる。

2 前項の要請は、緊急避難先使用要請書（第3号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは口頭等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(緊急避難先使用施設及び使用範囲)

第 7 条 緊急避難先として近隣住民等が使用できる施設は、以下のとおりとする。

施設名称	コーナン江戸川中央店
所在地	東京都江戸川区中央三丁目 3 番 5 号
使用範囲	店舗共有部と屋上 (別紙参照)
収容可能人数	約 1 0 0 名
避難経路	別紙参照
入口	別紙参照

(緊急避難先の使用期間)

第 8 条 緊急避難先の使用期間については、大規模な水害時において住民自らが身の危険を感じたときから、甲が避難所を設置するまでとする。

(緊急避難先の終了)

第 9 条 甲は第 7 条の規定に基づく緊急避難先として使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に緊急避難先終了届 (第 4 号様式) を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 1 0 条 乙は、緊急避難先に避難してきた近隣住民等が、乙の責に帰さない事由により引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第 1 1 条 甲は、第 2 条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとし、費用の額は、当該災害時直前の価格とする。

2 甲は、第 6 条の規定による乙の緊急避難先としての施設の使用料は、無償とする。ただし、その他必要と認める費用については、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払い)

第 1 2 条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用等請求書 (第 5 号様式) により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(有効期間)

第 1 3 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 1 4 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和5年2月6日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

コーナン商事株式会社

代表取締役社長 疋田 直太郎